

あま市収蔵七宝焼作品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、あま市（以下「市」という。）においては、地場産業である尾張七宝のPRをする機会、七宝焼に触れる機会を設けることを、また事業者においては、安価で七宝焼作品を展示する機会が持てること、伝統工芸の発展に貢献する企業であることをアピールする機会を得られることを目的として、七宝焼アートヴィレッジ（以下「当館」という。）が所蔵している七宝焼作品を活用し、事業者等に貸出すことについて必要な事項を定めるものである。

(対象七宝焼作品)

第2条 貸出の対象となる七宝焼作品は、別表に定める。

(貸出対象者)

第3条 市が貸出す七宝焼作品を借り受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 不特定多数の客人が出入りする事業所のうち市長が許可した事業所

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員等となっている企業。
- (2) 法第二条第二項に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する企業
- (3) 法人税、住民税等の滞納がある企業

(期間)

第5条 七宝焼作品の貸出期間は、貸出許可書で定めた貸出開始日より毎年度末までとする。ただし、借り受けた者（以下、「借受者」という。）から貸出期間が満了する日の1か月前までに解約の申出や意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に1年間更新するものとし、その後において期間満了したときも、また同様とする。なお、年度途中での解約は原則認めない。

(費用負担)

第6条 七宝焼作品の貸出に係る費用負担等は、次のとおりとする。

- (1) 七宝焼作品の貸出料金は年額5,000円（税込み）とする。また、貸出初年度は貸出期間が半年未満となるため料金は3,500円（税込み）とする。
- (2) 貸出作品を期間中に入れ替えすることが可能なサブスクリプション制度による七宝焼作品の貸出料金は年額7,500円（税込み、期間中2回迄入れ替え）、貸出初年度は半年額5,250円（税込み、期間中1回迄入れ替え）とする。
- (3) 貸出期間中の維持管理等に必要な費用は借受者の負担とする。
- (4) 貸出す七宝焼作品は、当館職員が展示場所まで運搬するが、事業所の所在地が当館より自動車で片道1時間を超える等、職員による運搬が困難な場合は運送業者への委

託とし、運搬及びその他荷造りに要する費用は、原則として全て借受者の負担とする。

(借受申請等)

第7条 七宝焼作品を借り受けようとする者は、所蔵七宝焼作品貸出申込書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項により申込書を受理したときは、その内容を審査し、展示場所における七宝焼作品の保護が図られ、適当と認めるときは、所蔵七宝焼作品貸出許可書(様式第2号)を交付する。

3 借受者は、借り受け後速やかに所蔵七宝焼作品借受書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(支払)

第8条 借受者は、貸出料金を納付書にて市長が指定する日までに支払わなければならない。

(保険)

第9条 市は、作品の輸送中及び展示期間中の事故等による損害に対応するため、動産保険に加入する。

(遵守事項)

第10条 借受者は、市が貸出した七宝焼作品について、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な維持管理に努め、常に清潔な状態に保つこと。
- (2) 譲渡、交換及び転貸しないこと。
- (3) 七宝焼作品の展示を目的とした営利活動に使用しないこと。
- (4) 貸出期間中、七宝焼作品が損傷又は滅失等した場合は直ちに市に届け出ることとする。損傷、滅失理由が動産保険の適要外の場合(万引、被保険者による故意の破損、被保険者が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合、被保険者に詐欺行為があった場合)は、七宝焼作品の弁償は借受者の負担とする。

ただし、不可抗力等の借受者の責めによらない理由を市長が認めたときは、この限りではない。

(貸出しの取消し)

第11条 市長は、借受者がこの要綱に違反したとき、又は借り受けた七宝焼作品を紛失した場合は、七宝焼作品の貸出を取り消すことができる。この場合において、借受者が損害を受けることがあっても、市は賠償の責を負わない。

(返却)

第12条 借受者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに七宝焼作品を市に返却しなければならない。

- (1) 第5条に規定する貸出期間が満了したとき。または、貸出期間中であっても、七宝焼作品を借り受ける必要がなくなったとき。自己都合の場合、期間中であっても貸出料

金の返金は行わない。貸出時、運送業者による運送を使用した場合、返却時にかかる費用も借受者の負担とする。

(2) 前条に規定する取消しの決定を受けたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。